

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

遺言どおりに執行してもらうには

Q: 私の死後、遺言書どおりに処理してもらうためには、遺言執行者の指定をすればよいそうですが、その方法と税務上の取扱いについて教えてください。

A: 遺言執行者にはなれない人もいます。また、遺言執行費用は債務控除できません。

【解説】

遺言事項には、たとえば認知、不動産や金銭の遺贈、寄付行為など執行が必要なものが含まれています。この遺言内容を具体的に実行する人が遺言執行者です。遺言執行者には未成年者、禁治産者、準禁治産者及び破産者以外なら相続人でもよいのですが、通常は弁護士や税理士などが選任されているようです。

遺言執行者の選任には次のような方法があります。

- ①遺言者が直接指定する方法
- ②「甲の指定する者を遺言執行者とする」旨遺言書で委託する方法
- ③指定や委託のない場合などのときは、利害関係人の請求によって家庭裁判所が選任する方法

さて、相続税では被相続人のプラスの財産からマイナスの財産を控除して課税価格を計算します。

マイナスの財産には、被相続人の借入金のほか葬式費用や被相続人が負担すべき租税公課も含まれます。

しかし、遺言執行費用は、このマイナスの財産にはあたらないとして、債務控除することはできないのです。

